

埼玉県住民異動月報要綱

1 目的

市町村長からの報告をもとに、県内に居住する住民の異動の状況を明らかにし、市町村別人口を推計することを目的とする。

2 報告の時期

毎月

3 報告の対象

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく記載等による人口及び世帯数の異動の件数

4 報告事項

- (1) 出生・死亡者数
- (2) 県内他市区町村及び県外からの転入者数並びに職権記載者数
- (3) 県内他市区町村及び県外への転出者数並びに職権消除者数
- (4) 末日人口
- (5) 異動世帯数及び末日世帯数

5 月報の作成及び報告

(1) 月報の作成

市町村長は、上記3及び4について各月分を集計し、埼玉県住民異動月報(その1)、同(その2)及び同(その3)を作成する。

(2) 月報の報告

市町村長は、上記(1)により作成した各月報を、電磁的記録により翌月15日までに知事に報告する。

6 月報の様式

上記5の月報の様式は、別記様式第1号から第3号のとおりとする。

7 集計及び公表

知事は、市町村長から報告された月報を審査集計して、市町村別推計人口及びその他必要な事項を速やかに公表する。

8 月報の修正

上記7の後、その修正が必要となったときは、市町村長は別記様式4号により、すみやかに知事に修正依頼を行う。

9 関係書類の保存

関係書類の保存期間及び保存責任者は、次のとおりとする。

書類名	保存期間	保存責任者
月報	2年	正本 知事
		副本 市町村長
結果報告書	10年	知事

附 則
この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年6月11日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

埼玉県住民異動月報(その1)

年	月	市区町村名	コード
平成			

提出先 埼玉県 総務部 統計課

作成年月日		
年	月	日
平成		

作成者		
所属	課・室	
	担当・係	
職氏名	職	
	氏名	

1. 人口

(1) 出生死亡

	出生		死亡		増減
	男	女	男	女	
日本人					0 (人)
外国人					0 (人)

(2) 転入等

	転入				職権記載				転入等計		
	県内		県外		従前の住所なし		帰化			その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
日本人											0 (人)
外国人											0 (人)

(3) 転出等

	転出				職権消除				転出等計
	県内		県外		国籍離脱		その他		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
日本人									0 (人)
外国人									0 (人)

(4) 末日人口

	月間増減	末日登録人口		
		男	女	総数
日本人	0			0 (人)
外国人	0			0 (人)

2. 世帯数

	新設・転入	消滅・転出	月間増減	末日登録世帯
日本人及び外国人			0	(世帯)

備考

--

埼玉県住民異動月報(その2)

年	月	市区町村名	コード
平成			

提出先 埼玉県 総務部 統計課

作成年月日		
年	月	日
平成		

作成者		
所属	課・室	
	担当・係	
職氏名	職	
	氏名	

従前の住所地(県内市区町村)別転入者報告表

(外国人を含んだ転入者数を記入する)

市区町村名	No.	男	女
さいたま市 西区	101		
北區	102		
大宮区	103		
見沼区	104		
中央区	105		
桜区	106		
浦和区	107		
南区	108		
緑区	109		
岩槻区	110		
川越市	201		
熊谷市	202		
川口市	203		
行田市	206		
秩父市	207		
所沢市	208		
飯能市	209		
加須市	210		
本庄市	211		
東松山市	212		
春日部市	214		
狭山市	215		
羽生市	216		
鴻巣市	217		
深谷市	218		
上尾市	219		
草加市	221		
越谷市	222		
蕨市	223		
戸田市	224		
入間市	225		
朝霞市	227		
志木市	228		
和光市	229		
新座市	230		
桶川市	231		
久喜市	232		
北本市	233		
八潮市	234		
富士見市	235		
三郷市	237		
蓮田市	238		
坂戸市	239		
幸手市	240		
鶴ヶ島市	241		
日高市	242		
吉川市	243		
ふじみ野市	245		
白岡市	246		

市区町村名	No.	男	女
伊奈町	301		
三芳町	324		
毛呂山町	326		
越生町	327		
滑川町	341		
嵐山町	342		
小川町	343		
川島町	346		
吉見町	347		
鳩山町	348		
ときがわ町	349		
横瀬町	361		
皆野町	362		
長瀨町	363		
小鹿野町	365		
東秩父村	369		
美里町	381		
神川町	383		
上里町	385		
寄居町	408		
宮代町	442		
杉戸町	464		
松伏町	465		
合計	990	0	0

埼玉県住民異動月報(その3)

年	月	市区町村名	コード
平成			

提出先 埼玉県 総務部 統計課

作成年月日		
年	月	日
平成		

作成者		
所属	課・室	
	担当・係	
職氏名	職	
	氏名	

1. 従前の住所地(都道府県)別転入者数

(外国人を含んだ転入者数を記入する)

都道府県名	コード	男	女
北海道	01		
青森県	02		
岩手県	03		
宮城県	04		
秋田県	05		
山形県	06		
福島県	07		
茨城県	08		
栃木県	09		
群馬県	10		
埼玉県	11		
千葉県	12		
東京都	13		
神奈川県	14		
新潟県	15		
富山県	16		
石川県	17		
福井県	18		
山梨県	19		
長野県	20		
岐阜県	21		
静岡県	22		
愛知県	23		
三重県	24		
滋賀県	25		

都道府県名	コード	男	女
京都府	26		
大阪府	27		
兵庫県	28		
奈良県	29		
和歌山県	30		
鳥取県	31		
島根県	32		
岡山県	33		
広島県	34		
山口県	35		
徳島県	36		
香川県	37		
愛媛県	38		
高知県	39		
福岡県	40		
佐賀県	41		
長崎県	42		
熊本県	43		
大分県	44		
宮崎県	45		
鹿児島県	46		
沖縄県	47		
国外	48		
従前の住所なし	49		
合計	50	0	0

2. (再掲欄)さいたま市からの転入者を、上記1の埼玉県分から抜き出して記入して下さい。

(外国人を含んだ転入者数を記入する)

都市名	コード	男	女
さいたま市	53		

〇〇 第 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

市町村長

住民異動月報の修正について(依頼)

〇〇年〇〇月1日現在の報告の修正を、下記のとおり依頼します。

記

1 修正が必要な部分及び修正内容

2 修正が必要となった経緯